

介護施設・サービスの負担軽減

【詳細】介護保険課介護給付係 ☎ 381・1067

▼介護施設サービス利用時の食費・居住費（滞在費）

住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）で、預貯金などが一定額（単身二十万円、夫婦二十万円）以下の方が、介護老人福祉施設などを利用する場合、【表1】の本人の収入状況などに応じた3つの段階により、食費・居住費（滞在費）が軽減されます。

【表1】介護施設サービス利用時費用軽減の区分

第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者※生活保護受給者
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の方※
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の方※

※世帯分離している配偶者も住民税非課税で、預貯金などが一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）以下であること。

▼介護保険サービス利用の負担額

社会福祉法人などが提供する介護保険サービスを利用する住民税非課税世帯の方で、【表2】の要件をすべて満たす方は軽減を受けられます。ただし、食費・居住費（滞在費）の軽減を受けられるのは、負担限度額認定証をお持ちの方に限ります。

【表2】介護保険サービス負担額軽減の要件

(1)	年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
(2)	預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下
(3)	日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
(4)	負担能力のある親族などに扶養されていない
(5)	介護保険料を滞納していない

※負担額軽減は5つの要件すべてを満たす方です。

介護保険料納入通知書を送付します

6月中旬に、65歳以上の方の平成29年度介護保険料納入通知書（保険料額決定通知書）を送付します。

介護保険料は、介護サービスに必要な費用をまかなう重要な財源です。納付が遅れると介護保険制度の健全な運営に支障をきたします。やむを得ない事情で期限までに納付できない場合は、お早めにご相談ください。なお、納付が困難な方の負担を軽減するために、市独自の減免制度を設けています。次の減免対象の基準に該当する場合は、保険料が減免されることがあります。

● 減免対象

以下の①～⑤全てに該当する方

- ①介護保険料の所得段階が第2段階～第13段階の方
- ②世帯全員の前年の年金・給与の収入および他の所得の合計額が次の額以下の方
単身世帯…155万円、2人世帯…211万円、3人世帯…246万円。以降、世帯員が1人増えるごとに35万円を加算した額。
- ③他の世帯に属する税法上および健康保険上の扶養親族になっていない方
- ④世帯全員が自己居住用以外の不動産を所有していない方

⑤世帯全員の預貯金の合計額が350万円以下の方



● 減免額

決定した保険料から1段階下位の保険料との差額を減額します。（所得段階が第2段階の方は、第1段階の公費軽減前保険料との差額を減額します。）また、第1段階で老齢福祉年金受給者は、保険料が2分の1減額になります。

● 対象保険料

6月30日(金)までに申請した場合は、平成29年度の年間保険料が対象です。それ以降に申請した方は申請した月から月割りで算定した額になります。

● 申請方法

平成29年度の介護保険料納入通知書（保険料額決定通知書）と、前年の収入が分かるもの（年金の源泉徴収票など）・印鑑・健康保険証・預金通帳をご持参のうえ、医療助成課または市役所大麻出張所で申請してください。

【詳細】医療助成課高齢者医療係

☎ 381-1403

忘れてませんか？介護施設・サービス負担軽減の更新

本年7月31日に期限が切れる「負担限度額認定証」や「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」をお持ちの方は、期間内に更新の手続きが必要ですよ。

【詳細】介護保険課介護給付係 ☎ 381-1067

認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を暖かく見守る応援者として、できる範囲で活動していただくサポーターを養成する講座です。受講者にはオレンジリング（ブレスレット）をお渡しします。料金無料。

講師 必要な研修を受けた「江別認知症オレンジの会」会員（福祉、介護の専門職や介護経験者）。

日時 6月24日(土) 10時～11時30分

会場 市民会館

対象 江別市に在住、通勤、通学している方

定員 先着80名

【申込・詳細】6月5日(月)から電話か直接、介護保険課 ☎ 381-1067 へ



急なお仕事、用事の際に

お子さんを短期間 お預かりします

申込・詳細 子育て支援課家庭相談担当 ☎ 381-1236

ショートステイ事業

病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭や学校などの行事への参加、転勤、出張などの理由で一時的に面倒みることができなくなった18歳未満の児童を児童養護施設で短期間お預かりします。

利用期間 原則7日以内

利用施設 天使の園(北広島市)、光が丘学園(岩見沢市)

トワイライトステイ事業

保護者が仕事、その他の理由により平日の夜間または休日に面倒みることが一時的に困難になった場合や、その他の緊急の場合に、18歳未満の児童を児童養護施設で短時間お預かりします。

利用期間 月～土曜17時～22時、日曜・祝日8時～22時。

利用施設 光が丘学園(岩見沢市)

就学相談を受け付けます

平成30年4月に小学校入学予定で、心身の発達にご心配のあるお子さんの保護者を対象とした就学相談を行っております。なお、すでに就学されているお子さんでも、障がいの状態に変化が生じたときや現在の学級に適應することが困難になったときなどは、ご相談ください。

詳細 教育支援課 ☎ 381-1409

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

いじめ、虐待、インターネットを悪用したプライバシー侵害など、子どもの人権に関する悩みごとや心配ごとについて、法務局職員や人権擁護委員が受付時間を延長して相談を受けます。相談無料、秘密厳守です。お気軽にご相談ください。

相談時間 6月26日(月)～30日(金)8時30分～19時、
7月1日(土)、2日(日)10時～17時

相談専用電話(フリーダイヤル) ☎ 0120-007-110

共通事項

どちらの事業も施設までの送迎はありません。お子さんの状態や施設の状況によっては、受け入れできない場合もありますので、必ず事前にお問い合わせください。

ショートステイ利用料金

1日につき

生活保護世帯	無料	
母子・父子家庭または、 市民税非課税世帯	満2歳未満	1,100円
	満2歳以上	1,000円
その他の世帯	満2歳未満	5,350円
	満2歳以上	2,750円

トワイライトステイ利用料金

1回につき

生活保護世帯	無料	
母子・父子家庭または、 市民税非課税世帯	月～土曜日	300円
	日曜日・祝日	350円
その他の世帯	月～土曜日	750円
	日曜日・祝日	1,350円

緊急サポートネットワーク提供会員を募集



病児・病後児の預かりや宿泊を伴う緊急的な預かり・送迎ができる方を募集しています。事前に研修会に参加し全8講義(1回につき2講義行います)に加え、ファミリーサポートセンターが実施する研修も受講する必要があります。研修は無料。

対象 子育ての援助活動に理解と熱意のある20歳以上の方

日時 ①6月13日(火)、②7月14日(金)、③8月30日(水)、
④9月14日(木)

会場 いずれも野幌公民館

申込・詳細 NPO法人北海道子育て支援ワーカーズ ☎ 632-5180